

八千代市最低制限価格取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第2項及び八千代市財務規則（平成8年規則第15号）第128条第1項の規定により最低制限価格を設ける場合の取扱いに関し必要な事項を定めることを目的とする。

(対象となる契約)

第2条 最低制限価格を設ける対象となる契約は、原則として予定価格が1,300,000円超150,000,000円未満の建設工事に係る契約とする。ただし、八千代市競争入札等業者選定審査会が特に必要と認めた場合は、予定価格が150,000,000円以上の建設工事に係る契約であっても、最低制限価格を設けることができるものとする。

(最低制限価格)

第3条 最低制限価格は、予定価格算出の基礎となった次の各号に掲げる額の合計（1円未満は切上げ）に消費税及び地方消費税に相当する額を加えた額とする。ただし、その額が、予定価格に10分の9.2を乗じて得た額を超える場合にあっては10分の9.2を乗じて得た額とし、予定価格に10分の7.5を乗じて得た額に満たない場合にあっては10分の7.5を乗じて得た額とする。

- (1) 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額
- (2) 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額
- (3) 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額
- (4) 一般管理費等の額に10分の5.5を乗じて得た額

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要と認めた場合は、契約ごとに10分の7.5から10分の9.2までの範囲内で市長が定める割合を予定価格に乗じて得た額とする。

(公表)

第4条 最低制限価格の公表は、八千代市入札結果等公表事務取扱要領に定めるところによる。

(落札者の決定)

第5条 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者のうち、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。

附 則

この要領は、平成21年11月13日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 施行日以前に入札又は指名通知を行った契約は従前の例による。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和元年5月7日から施行する。

(経過措置)

2 施行日以前に入札又は指名通知を行った契約は従前の例による。